

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定

平成29年10月に策定した環境保全率先行動計画(区域施策編)を地球温暖化対策実行計画(区域施策編)として改定しました。

本計画では、市民・事業者・行政など、市域に関わる全ての主体が、温室効果ガスの排出量の削減や再生可能エネルギーの導入・使用に積極的に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会を実現し、次の世代に豊かな自然と多様な産業が調和したまちを残すことを目的とします。

問い合わせ 企画政策課ゼロカーボン推進室 ☎22-3795 または環境保全課 ☎22-3413

▼地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)第21条第4項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」として改定しようとするもので、「第3次阿南市環境基本計画」の個別計画として位置づけます。

対象範囲	阿南市全域
計画期間	令和5(2023)年度から令和12(2030)年度まで
計画の主体	市民・事業者・行政

市民の役割

- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルを心がけます。
- ・環境負荷の低い商品・エネルギー・サービス等を選択します。
- ・地球温暖化対策に関する活動等へ積極的に参加します。

事業者の役割

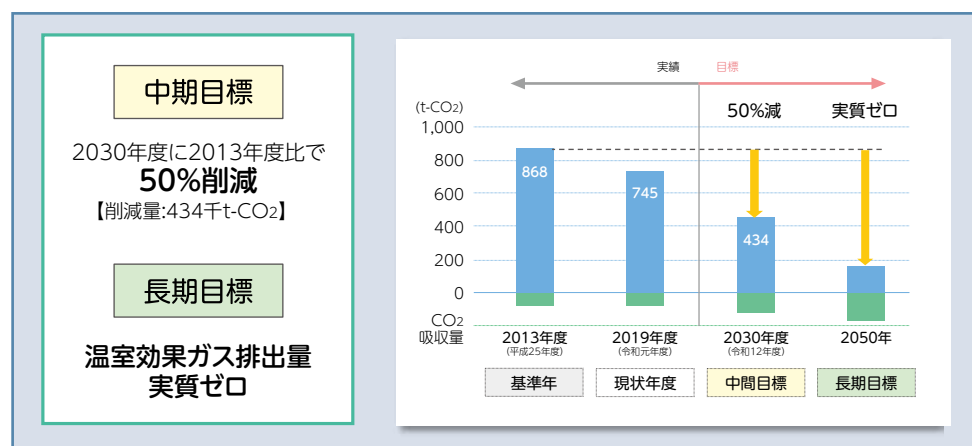
- ・事業活動における計画的な温室効果ガス排出の抑制に努めます。
- ・脱炭素社会の実現に向け、環境経営を推進します。
- ・気候変動の影響への適応を進め、事業継続性の確保に努めます。
- ・地球温暖化対策に関する活動等へ積極的に参加します。

行政の役割

- ・めざす将来像と目標の実現に向けて、施策・取組を確実に実行します。
- ・本市の事務事業において率先して地球温暖化対策に努めます。
- ・国や関係自治体と連携により地球温暖化対策の効果的な推進に努めます。
- ・進行管理を行い、計画の効果的な運用を図ります。

▼温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に基づき、県の実行計画を踏まえて設定する方法により、中期目標を設定しました。



▼基本方針に基づく施策の概要



基本方針1 全ての市民、事業者が「COOL CHOICE」に笑顔で取り組むまちづくり

【市民、事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器などの導入支援】

家庭におけるエコライフの推進、省エネルギー家電の普及推進、住宅の省エネルギー対策の促進、LED照明の積極的な導入推進、BEMS※1の活用、省エネ診断等によるエネルギー管理の実施、省エネルギー運転行動(エコドライブ、アイドリングストップ)の推進 など

基本方針2 再生可能エネルギーの積極的な利活用と経済成長の両立を進めるまちづくり

【再生可能エネルギーの積極的導入支援】

太陽光発電設備の導入促進、太陽熱温水器の設備導入促進、自然エネルギーの導入加速に向けた普及啓発活動の推進、地域脱炭素化促進事業の促進、再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化の推進、港湾におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた方向性の検討 など

基本方針3 循環型社会をめざすまちづくり

【3R※2の推進と廃棄物の排出抑制・資源化の推進】

廃棄物発生抑制(一般廃棄物)、廃棄物発生抑制(産業廃棄物)、食品ロス削減に向けた取組の推進 など

基本方針4 脱炭素社会の基盤整備を積極的に進めるまちづくり

【脱炭素社会の基盤整備の推進】

次世代自動車の普及、燃費改善、道路交通流対策、CO₂吸収源の確保

基本方針5 脱炭素社会の実現に向けた取組を相互に支援する仕組みづくり

【市民、事業者への普及啓発や情報発信と先導的な取組の支援】

正しい情報の提供と普及啓発・会議、イベントのカーボン・オフセット化の推進 など

※1 室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム。

※2 リデュース・リユース・リサイクルの3つのRの頭文字の総称。

▼阿南市版・脱炭素ロードマップの策定

2030年度の中期目標を達成するため、2025年度までに集中的に進めるべき取組事項を基本方針に基づく施策から抽出し、「ロードマップ」として別に示します。

▼地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

本計画では、地域脱炭素化促進事業※3の促進に関する事項として、促進区域※4、地域環境の保全のための取組、地域の経済および社会の持続的発展に資する取組等を定め、地域共生型の再生可能エネルギーの導入を推進します。

※3 再生可能エネルギー(太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス)を利用した地域の脱炭素化のための施設として環境省令で定めるものの整備およびその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全および地域の経済・社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業です。

※4 再エネ導入目標を念頭に置き、国・県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら設定した区域で、本計画では「市が所有する公共施設の屋根・市が所有する土地」において太陽光発電設備の導入を設定しています。



阿南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の本文、資料編および阿南市版・脱炭素ロードマップについては市ホームページに掲載しています。

